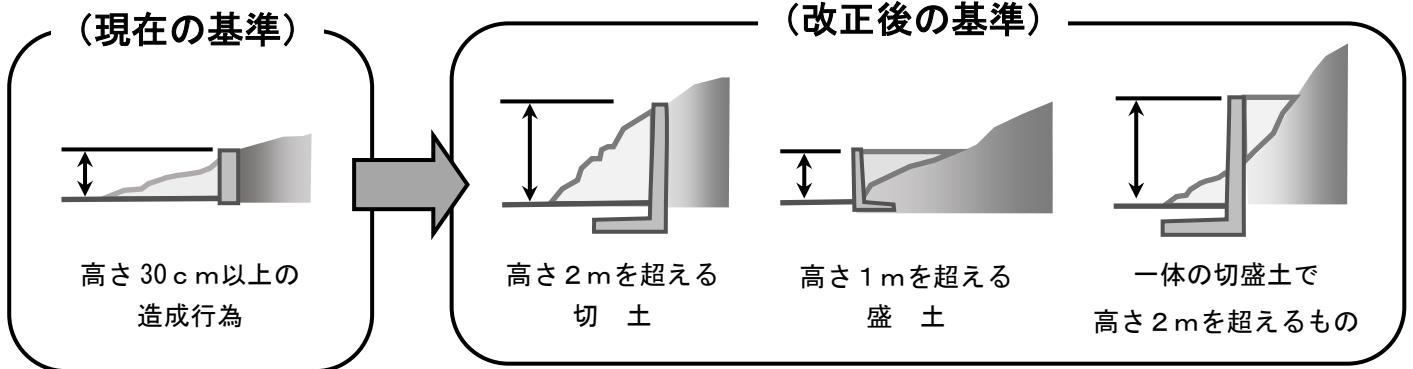


平成31年4月1日 に

開発許可等の基準及び手続きに関する条例・規則が改正されます。

### 土地の形の変更 ( 開発行為となる基準の変更 )



- ※1 上記の基準に該当し、開発区域の面積が500㎡以上の開発行為は許可が必要です。
- ※2 上記のいずれにも該当しない30cmを超える造成行為で、造成面積が500㎡を超えるものについては、土地の形の変更として開発許可を必要とします。
- ※3 道路からのアプローチとして部分的なスロープ、階段又は駐車場の設置による造成行為で、高さ2メートル以下、幅6メートル以下のものは土地の形の変更の対象外とします。

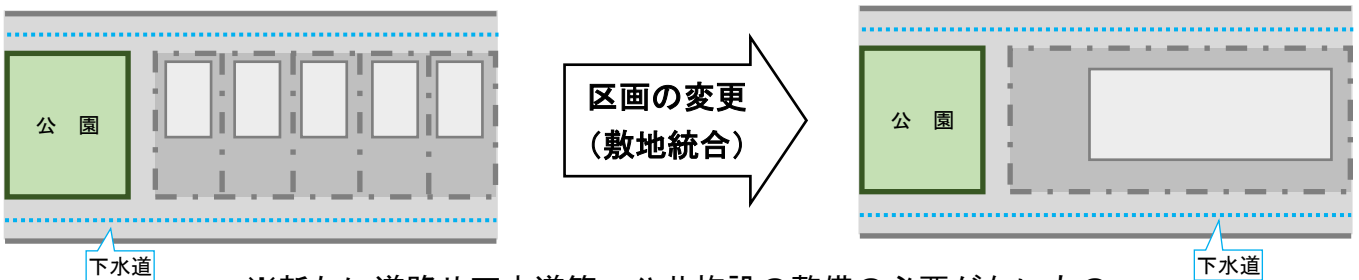
### 土地の区画の変更 ( 開発許可が不要となる行為 )

#### ○従来から建築物の敷地であった土地の単なる敷地分割



※新たに道路や下水道等、公共施設の整備の必要がないもの

#### ○従来から建築物の敷地であった土地の単なる敷地統合



※新たに道路や下水道等、公共施設の整備の必要がないもの

お問合せ先 横須賀市 都市部 開発指導課

TEL : 046-822-8314

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4830/kaihatu/index.html>

平成 31 年 4 月 1 日 に

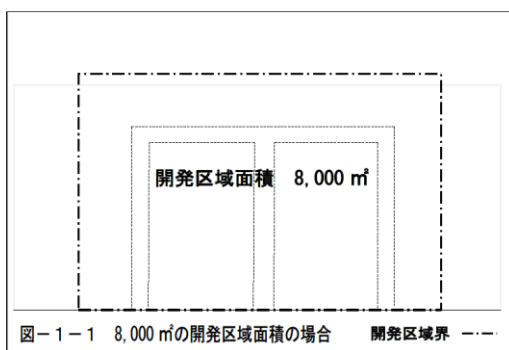
開発許可等の基準及び手続きに関する規則が改正されます。

## 雨水抑制施設の設置基準の変更

開発区域内において、開発区域面積から昭和 58 年当時に宅地などの土地利用が図られており雨水流出量が大きく変わらない区域を雨水調整池貯留量算定から除き、実態に即した基準に見直しをするものです。

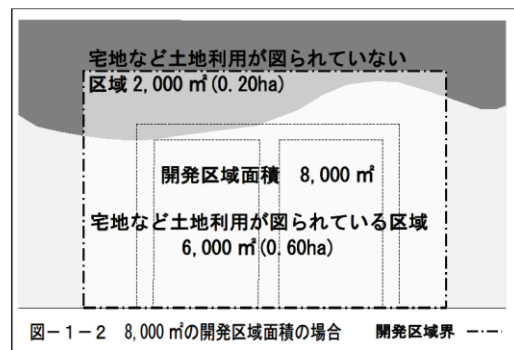
(開発区域面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の開発においても、雨水調整池を設置する必要があります)

【 図－ 1 】 (例 開発区域面積 8,000 m<sup>2</sup>(0.80ha) の場合の雨水調整池の貯留量について)



(現在の基準)

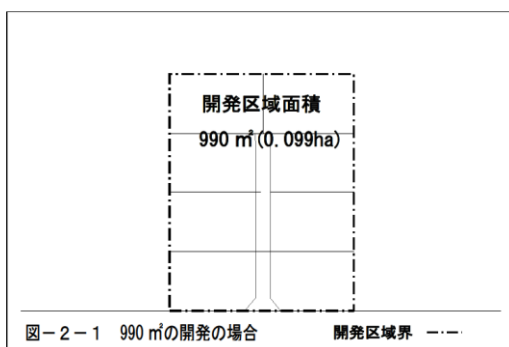
- ・ 開発区域面積 8,000 m<sup>2</sup>(0.80ha)
- ・ 調整池設置 0.80ha × 500 m<sup>3</sup>/ha = 400 m<sup>3</sup>



(改正後の基準)

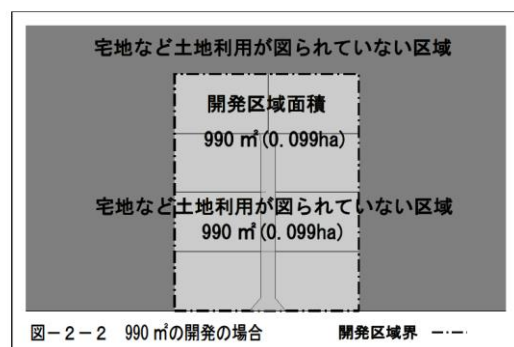
- ・ 昭和 58 年当時に宅地など土地利用が図られている区域 6,000 m<sup>2</sup>(0.60ha)
- ・ 調整池設置 (0.80ha-0.60ha) × 400 m<sup>3</sup>/ha = 80 m<sup>3</sup>

【 図－ 2 】 (例 開発区域面積 990 m<sup>2</sup>(0.099ha) の場合の雨水調整池の貯留量について)



(現在の基準)

- ・ 開発区域面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の開発について雨水調整池に代る施設として雨水浸透施設を設置することもできる



(改正後の基準)

- ・ 昭和 58 年当時に宅地など土地利用が図られていない区域 990 m<sup>2</sup>(0.099ha)
- ・ 調整池設置 0.099ha × 400 m<sup>3</sup>/ha = 39.6 m<sup>3</sup>

お問合せ先 横須賀市上下水道局 技術部 給排水課

TEL : 046-822-8403

URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/kurashi/sumai/denki/gesuidoujigyou.html>